

早川公二 議員

政風会

通学路緊急合同点検による 対策箇所の進捗状況は

問

(1) 通学路の安全確保について、本市の小・中学生の登下校時の事故の実態を尋ねる。

(2) 24年に登下校中の児童らが死傷する事故が連続して発生したことを受け、同年5月に文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校と公立特別支援学校小学校部の通学路について交通安全の確保に向けた緊急合同点検の取り組みを要請し、危険箇所・対策必要箇所の抽出をされたが、本市はどのような体制で実施したのか。また、通学路全線が対象で

あったのか。

(3) 危険箇所の対策の抽出を行ったすぐ後に、ホームページで危険箇所と対策箇所が示されたが、どれだけ対策がなされたか。

(4) 24年度以降も本市で緊急合同点検を実施したか。

また、中学校の通学路の点検は行っているのか。

(5) 25年5月の文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取り組みに関する通知で、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実などの取り組みを継続して推進すること

が重要とあるが、本市において推進体制の構築はされているか。

(6) 通学路で同じ道路幅なのに、路肩が狭いところがあるが、安全確保のためにも道路を拡幅してはどうか。

また、拡幅できない場合はカラー舗装はできないか。

(7) 小・中学生に対する交通安全教育はどのように行っているのか。

27年度までに 全て対策する

答 教育部長

(1) 25年度の登下校中の交通事故件数は、中学校が9件、小学校はなかった。

26年度は8月末現在で、登下校中の交通事故はない。

(2) 道路、通学路に係る海部建設事務所、蟹江警察署、小学校、市の土木課、学校教育課で実施した。

国が示した「緊急合同点検等実施要領」では、通学路は各小学校または教育委員会会で指定しているものとするため、小学校の通学路全てを対象とした。

(3) 対策箇所は、25年度19カ所、26年度48カ所、27年度以降の対策予定箇所が4カ所で合計71カ所である（1カ所に複数の関係機関の対応が必要な場所があるため、対策箇所数・対策予定箇所数の合計はホームページで公表した51カ所よりも多い）。

これらについては、27年度までに全て対策する予定である。

(4) 24年度のような関係機関との合同点検は行っていないが、市内の小中学校では、PTA役員や先生による通学路点検を毎年行っている。

(5) 現在、本市では、まだ推進体制の構築に至っていない。27年度の構築に向けて検討している。

(6) 道路拡幅について、これまで市の所管課で道路整備基準に基づき施行してきた。今後にも必要な場所については施行していきたいが、道路拡幅に伴う用地買収が必要な場所など、時間がかかる場合もある。カラー舗装についても、

所管課で必要な場所に施行しているが、舗装の状況が悪い場合や車道幅員が4メートル未満の場合などは、外側線が引けないなどの理由により施行に時間がかかることもある。

しかし、今後は、通学路の安全対策について施行箇所をできる限り増やしていきたい。

(7) 蟹江警察署や交通指導員に講師を依頼して、自転車の乗り方、ヘルメットの大切さ、交通ルールやマナーなどについて講演してもらっている。

また、通学団ごとに担当の先生が危険な箇所の確認や登下校時には指導も行うなど、学校ごとにいろいろな形で交通安全教育に取り組んでいる。

その他の質問

・ 青少年のネット利用について

・ 十四山総合福祉センター・デイキャンプ場について